

平成 18 年第2回まんのう町議会定例会会議録(第2号)

平成18年9月26日 開 議 午前9時30分

	議 長	<p>久元豊議員より病氣療養のため、また加地禎議員より所用のため、欠席の届け出がありましたので、ご報告をいたします。ただ今の出席議員は19名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。</p> <p>暫時休憩といたします。全員協議会を開催いたしますので、全員協議会室へご参集をお願いをいたします。</p> <p style="text-align: center;">休 憩 9時31分 再 開 10時31分</p>
日程第1	議 長 川原議員	<p>休憩を戻しまして会議を再開します。日程第1、本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。議会運営副委員川原茂行君。</p> <p>議会運営委員会のご報告を申しあげます。9月22日、本日26日第1委員会室におきまして、町長、助役、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会の委員が5名出席いたしまして、慎重に審議をいたしました。その内容及び結果をご報告いたします。3月20日3町合併以降議会として、旧3町の議会のあり方を尊重しながら6月定例、9月定例を運営してまいりました。総勢21名という大所帯になり民意を反映し、スムーズな議会運営にするため旧満濃町議会の方式をもとに委員会主義を中心に進めてまいりました。委員会の運営及び委員長報告のあり方の問題点、また質疑に対し、議員各位についても、旧町間での戸惑いもありました。そこで12月議会に向け、議会運営について、また議員自身の活動、について、モラルをたやすこと、また昨今の飲酒運転問題、及びその他の諸問題について襟を正し、町民の期待にこたえることのできる倫理の確立をしなければなりません。議会運営委員会として、議会議員の品位の資質の高揚を図りながら、議会運営のあり方政治倫理の確立を図るため閉会中の委員会で研究協議を行うことで、意見の一致をみました。</p> <p>それでは本日の日程ですが、お手元に配布されております、議事日程第2号について、ご説明を申し上げます。</p> <p>日程第2 会議録署名議員の指名 日程第3 付託案件の委員長報告 総務常任委員長 日程第4 付託案件の委員長報告 教育民生常任委員長</p>

	川原議員	<p>日程第5 付託案件の委員長報告 建設経済常任委員長</p> <p>日程第6 意見書第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預かり金、及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(案) (平成18年6月議会継続案件)</p> <p>日程第7 議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>日程第8 議案第3号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>日程第9 議案第4号 字の区域の変更について</p> <p>日程第10 議案第5号 字の区域の変更について</p> <p>日程第11 議案第6号 まんのう町道路線の認定について</p> <p>日程第12 議案第7号 まんのう町道路線の変更について</p> <p>日程第13 議案第8号 まんのう町土地開発公社定款変更について</p> <p>日程第14 議案第9号 平成18年度まんのう町一般会計補正予算(案)</p> <p>日程第15 議案第10号 平成18年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)</p> <p>日程第16 議案第11号 平成18年度まんのう町老人保険特別会計補正予算(案)</p> <p>日程第17 議案第12号 平成18年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)</p> <p>日程第18 議案第13号 まんのう町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)</p> <p>日程第19 議案第15号 工事請負変更契約の締結について(平成18年度琴南小学校(校舎・体育館)耐震及び大規模改修その他工事) 即決でお願いいたします。</p> <p>日程第20 認定第1号 平成17年度満濃町水道事業会計の決算認定について</p> <p>日程第21 認定第2号 平成17年度満濃町炭所地区簡易水道事業特別会計の決算認定について</p> <p>日程第22 認定第3号 平成17年度まんのう町水道事業会計の決算認定について</p> <p>日程第23 請願第1号 産業廃棄物中間処理場建設計画反対の請願書</p> <p>日程第24 議員派遣の件 即決でお願いいたします。</p> <p>日程第25 閉会中の継続審査について 即決でお願いします。</p> <p>以上の日程で意見の一致を見、委員会を閉会いたしました。</p> <p>以上で議会運営委員会の報告を終わります。</p>
--	------	---

日程第2	議長	<p>議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第119条の規定により議長において、12番大岡克三君、13番高尾幸男君を指名いたします。</p>
日程第3	三好議員	<p>日程第3 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。総務常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。総務常任委員長。三好勝利君。</p> <p>総務常任委員会の委員長報告を申し上げます。さる9月19日午前9時30分より第1委員会室に置きまして委員全員と議長同席し、執行部より、町長、助役、総務課長、企画情報課長、まちづくり政策課長、税務課長、会計室長、琴南支所長、仲南支所長の出席のもと、総務常任委員会を開催いたしました。9月定例本会議におきまして、総務常任委員会に付託されました案件は議案第2号、議案第3号、議案第8号、議案第9号の4議案であり、本会議に引き続き執行部より詳細説明があり、その後各委員より活発な質疑がありました。また6月定例より継続審査案件の意見書第2号と合わせて5議案について慎重に審査を行い次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定によりその結果を報告いたします。</p> <p>総務常任委員会審査報告書</p> <p>本委員会に付託された案件は審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。案件の番号、続きまして、件名、審査の結果、の順に報告いたします。</p> <p>議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案） 全会一致可決</p> <p>議案第3号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案） 全会一致可決</p> <p>議案第8号 まんのう町土地開発公社定款変更について 全会一致可決</p> <p>議案第9号 平成18年度まんのう町一般会計補正予算（案） 全会一致可決</p> <p>意見書第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案） 6月より継続審査でございました。 全会一致可決</p> <p>以上が付託案件審査の報告です。また今回の台風により自主避難状況などについて、説明、質疑等があり閉会中の所管事務調査を申し出ることとし、10時20分委員会を閉会いたしました。以上で総務委員会の委員長報告を終わります。</p>
	議長	<p>これをもって総務常任委員会の付託案件に関する委員長報告をおわります。ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>（なし）</p>

<p>日程第 4</p>	<p>議 長  藤田委員長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。</p> <p>日程第 4 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。教育民生常任委員会の付託案件についての委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 藤田昌大君。</p> <p>教育民生常任委員会の委員長報告を行います。さる 9 月 20 日午前 9 時 30 分より第 1 委員会室に置きまして、委員 6 名と執行部より町長、助役、教育長、総務課長、住民課長、環境保全課長、福祉保健課長、包括支援センター室長、健康増進室長、教育次長、教育課長、水道課長、琴南支所長、の出席のもと教育民生常任委員会を開催いたしました。</p> <p>9 月定例会議におきまして、当委員会に付託された案件については議案 10 号、議案 11 号、議案 12 号、議案 13 号の承認そしてまた認定案件として、認定第 1 号から 2 号、3 号、そして請願第 1 号の計 8 件でありました。請願については、紹介議員の説明を聞き、また執行部提出案件については執行部より詳細な説明があり各案件につき、委員より活発な質疑があり慎重審査の結果次のとおり決定いたしましたので、会議規則第 77 条の規定によりその結果を報告いたします。</p> <p>まず、紹介議員の出席の時間の関係で請願第 1 号から、第 1 号産業廃棄物中間処理場建設計画反対の請願書から審査を行いました。地区住民からの一般傍聴について要望があり特例として委員の承認を得て 3 名の許可をし、審査を行いました。紹介議員の説明を受けた後、議案については県の許可もおりたあとであるが、署名議員の重み、また一部地域住民の健康被害、交通安全面に対する不安や心配もできるとのことです。そしてその趣旨について一部採択してはどうかという意見があり、今後議会としても地域住民とともに趣旨の実現に向けて努力することを確認の上、紹介議員傍聴者退席の後全会一致で趣旨採択との意見の一致をみました。</p> <p>次に議案第 10 号 平成 18 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）について、本会議に引き続き担当課長より 17 年度決算の結果高額医療費の増減変更が生じた予算の補正であるとの説明を受け全会一致で可とすることで意見の一致をみました。</p> <p>議案第 11 号、平成 18 年度まんのう町老人保険特別会計補正予算（案）について 本会議に続き担当課長より平成 17 年度の決算の結果交通事故等第 3 者納付金の返還金による、補正との説明を受けました。その後慎重審査の結果全会一致で可とすることで意見の一致をみました。</p> <p>議案第 12 号、平成 18 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算（案）について、本会議に引き続き 17 年度の決算の精査の結果、返還金であるとの説明を受け、全会一致で可とすることで意見の一致をみました。</p>
--------------	---------------------------	--

藤田議員		<p>議案第13号、まんのう町国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について、これについては、国の法改正に伴う町の条例改正であるという説明を受け、慎重審査の結果、全会一致で可とすることで意見の一致をみました。</p> <p>次に認定第1号、平成17年度満濃町水道事業会計の決算の認定について、本会議に続き担当課長より合併による精査であり、そして又今それぞれ改善中であるとの報告を受けました。そして新規加入が76件500万との報告があり、未収金については、平成13年以降も含んだ額であり、順次改修できている部分もあるということで決算処理はむつかしい、また今日的な社会的状況の中で小口の未収金増があり、今後検討していくとの事でありました。そして慎重審議の結果、認定することで意見の一致を見ました。認定第2号、平成17年度満濃町炭所地区簡易水道事業特別会計の決算認定について、本会議に続いて担当課長より説明を受け、慎重審議の結果全会一致で認定することで、意見の一致をみました。</p> <p>認定第3号、平成17年度満濃町水道事業会計の決算の認定についてであります。合併に伴う残日数10日間の会計処理であるとの説明を受け全会一致で認定するという事で意見の一致をみました。</p> <p>以上、付託案件の審査の終了後、琴南小学校の工事の変更契約の説明そして又障害者福祉関係の質疑等があり、閉会中の所管事務調査を申し出る事とし、12時5分委員会を閉会いたしました。以上で教育民生常任委員会の委員長報告を終ります。</p>
議長		<p>これをもって教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告をおわります。ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>大岡克三君。</p> <p>委員長報告に対して質疑を行います。請願第1号についてでございますけども、この案件につきましては、昨年12月503名でしたか、の署名のもとに旧満濃町議会に出された請願であります。旧議会では全会一致で採択をしたところでございます。ま、今回新町になったということで、1600名あまりの方々の署名をいただいでの請願でございます。これについては15日に本定例会が開会されました。その前日に全員協議会が1時30分から開会されましたけども、その席で14日に午前中に県のほうが業者のほうに許可をしたという報告が執行部よりございました。全協の中でも紹介議員のかたよりぜひ採択してほしいとのことございました。ま、そのようなことを踏まえまして、20日に教育民生常任委員会が開催されたということでありますけれども、その審議の中で主にどのような質疑また答弁があったのか、委員長にお伺いをいたしたいと思っております。え、ま、それと、願意を重んじての全会一致での趣旨採択ということで、私の経験では初めての趣旨採択ということでありますけれども、その採決までの過程で趣旨採択ではなくて採択という委員の方はおられなかったのか、お伺いをいたします。以上です。</p>
議長		<p>藤田昌大君。</p>

	藤田議員	<p>自席で失礼いたします。当然のごとく皆さんもご存知のようにこの請願については、経過がいろいろありまして、旧満濃町議会については全会一致で採択をしております。しかしながら、今年度の9月の間にですね、県の許可がおりてしまったということですね、そういった部分では意見書については、請願についてはですね、本来取り扱う部分ではないかと思えますけれども、まんのう町議会にですね、議長の配慮でですね、本会議で上程され委員会に付託された部分であります。ま、あの、委員会としてのですね、これらについては、署名の重み、そしてまた住民のですね、健康被害とかを十分想定されると、そういったことがありまして、一部議員の中にはあまり適当でないかという意見もありましたけれども、やはり今回特別ですね、住民の参加、地域住民の方に特別傍聴を委員会として、許可しました。というのはやはり委員会の中身を知って欲しいと、意味もありましたけれども、それがどういう判断になるかは、私は理解できませんけれども、一応、開かれた議会にしようということで、委員の了解を得て、特別傍聴を許可しました。そして、いろいろ反対意見のありながらですね、事務局に調べてもらったところ、趣旨採択という方法がですね、どうしても、住民の一部はですね、認めざるを得んだろうという部分があれば、判断をしてもいいという報告があれがありましたので、それを探したところ住民の健康被害、そしてまた交通のですね、安全にたいする部分は非常に懸念されるだろうとそのことを踏まえながら、ですね、その趣旨については、採択しようということで一部趣旨採択という部分になったわけでありまして。これについては、執行部については、あまり関係ありませんので、議会としての態度表明であります。ですから委員長報告の中に申しあげましたように今後議会としても、地域住民とともに趣旨の実現をむけて努力すると、こういう立場でですね、趣旨採択を全会一致で採択したところでありまして。ですから地域住民の皆さんのご苦労は十分私たちが理解してますし、みなさんとともに議会としてもですね、地域住民の健康被害やそういった部分には共に守っていこうという立場で趣旨採択、こういう意見の全会一致で意見の一致をみたことをご報告いたします。以上であります。</p>
	議長 大岡議員	<p>大岡克三君。 私の質問で主な質疑答弁ということでもありますけれども、ま、議会内のことと言うようなことで大体了解質疑のほうは了解するんですけども、ま、一部反対があったということでもありますけれども、私の質問の中では、趣旨採択でなくて、採択をとというような、協議の中でそういった意向があった議員はいなかったのですか、という質問であったかと、それに明確な答えがなかったんですけども、解釈するところによりますと、反対の方もおられたということで、折衷案でいろいろ研究して、趣旨採択ということになった全会一致でなったということに理解でよろしいのですか、委員長。</p>
	議長 藤田委員長	<p>藤田昌大君。 ええと、具体的な反対意見は出ていません。こういう部分のですね、趣旨を理解していただいて、委員長としてこういう報告</p>

<p>日程第5</p>	<p>藤田委員長</p> <p>議長 松下議員</p> <p>議長</p> <p>高尾議員</p>	<p>でまとめていきたいと、そんなかです、あの一、一部意見はでました。これは適当では、本来は適当ではないという意見もありましたけれども、その部分についてはですね、了解を求めて、ま、反対意見というのではないんです。こうちょっとおかしいんでないですかと、議会運営、請願の趣旨上ですね、議員の部分からいったらおかしいんじゃないかといいますけれども、民主主義の原則から言えばですね、門前払いをするのもおかしい、とそういう事前の話し合いもいろいろありましたし、といった文言も含めてですね、趣旨採択ということ委員会として、選択すると、そういうことで意見の一致を見たところであります。以上です。よろしいですか。</p> <p>松下一美君。</p> <p>ただ今の教育民生常任委員長の請願第1号 産業廃棄物中間処理場建設計画反対の請願書でありますけど、ただ今報告ありましたが、やはり紹介議員の一人といたしましても、ただ今大岡議員も指摘がありましたように、昨年12月9日の本会議で503名、そしてまた今回の1669名、とまんのう町の一割に当たる2172名の反対署名を添えての請願であります。県がこの9月14日に許可をしたとはいえ、やはりこの願意というものは、しっかりとやはり私たちのまんのう町議会はもちろんのこと町執行部におかれましても、また県当局におかれましても、交通災害とか、このものによって地域住民がいろいろと心配されておりますこと、十分理解していただきたいと思っております。そしてまた、委員長報告の中で趣旨の願意というものは、議会としても重く受け止め、今後努力していくとでございますので、その点をしっかりとお願いしておきたいと思っております。</p> <p>意見はいりませんか。</p> <p>これをもって教育民生常任委員会の付託案件に関する委員長報告をおわります。ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。</p> <p>日程第5 付託案件の委員長報告の件を議題といたします。建設経済常任委員会の付託案件について、委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。高尾幸男君。</p> <p>建設経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。さる9月21日、午前9時30分より第1委員会室におきまして、委員全員と、議長同席し、執行部より町長、総務課長、産業経済課長、建設課長、土地改良課長の出席のもと建設経済常任委員会を開催いたしました。9月定例本議会におきまして、当委員会に付託されました、案件は議案第4号から議案第7号までの4議案であり、本会議に引き続き執行部より詳細な説明があり、現地調査を行い、質疑答弁があり慎重に審査を行い、次のとおり決定し</p>
-------------	---	---

	高尾議員	<p>ましたので会議規則第77条の規定により、その結果を報告いたします。</p> <p>議案第4号 字の区域の変更について 全会一致可決</p> <p>議案第5号 字の区域の変更について 全会一致可決</p> <p>議案第6号 まんのう町道路線の認定について 全会一致可決</p> <p>議案第7号 まんのう町道路線の変更について 全会一致可決</p> <p>以上が付託案件審査の結果報告です。また豪雨時の浸水箇所の調査、町分譲地の状況、地籍調査の進捗状況について、質疑応答があり閉会中の所管事務調査を申しでることとし、11時50分委員会を閉会いたしました。以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。</p> <p>これをもち建設経済常任委員会の付託案件に関する委員長の報告をおわります。ただ今の委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。これをもち質疑を終了いたします。</p>
日程第6	議長	<p>日程第6 意見書第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(案)(平成18年6月議会継続案件)の件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもち討論を終了いたします。これより意見書第2号 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受入れ、預かり金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(案)(平成18年6月議会継続案件)の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告の通り決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第7		<p>日程第7 議案第2号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の件を議題といたします。これより討論には入ります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p>

<p>日程第 8</p>	<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 2 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 8 議案第 3 号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 3 号まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 9</p>		<p>日程第 9 議案第 4 号 字の区域の変更について件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 4 号 字の区域の変更の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 10</p>		<p>日程第 10 議案第 5 号 字の区域の変更についての件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 5 号 字の区域の変更についての件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>（なし）</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>

日程第 11	議 長	<p>日程第 1 1 議案第 6 号 まんのう町道路線の認定についての件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありますか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 6 号 まんのう町道路線の認定についての件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 12		<p>日程第 1 2 議案第 7 号 まんのう町道路線の変更についての件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありますか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 7 号 まんのう町道路線の変更についての件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 13		<p>日程第 1 3 議案第 8 号 まんのう町土地開発公社定款変更についての件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありますか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 8 号 まんのう町土地開発公社定款変更についての件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
日程第 14		<p>日程第 1 4 議案第 9 号 平成 1 8 年度まんのう町一般会計補正予算 (案) の件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありますか。</p> <p>(なし)</p>

<p>日程第 15</p>	<p>議 長</p>	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 9 号平成 1 8 年度まんのう町一般会計補正予算(案)の件を採決いたします。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 5 議案第 1 0 号 平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)の件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 1 0 号 平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 16</p>		<p>日程第 1 6 議案第 1 1 号 平成 1 8 年度 まんのう町老人保健特別会計補正予算(案)の件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 1 1 号 平成 1 8 年度 まんのう町老人保健特別会計補正予算(案)の件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p>
<p>日程第 17</p>		<p>日程第 1 7 議案第 1 2 号 平成 1 8 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)の件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第 1 2 号 平成 1 8 年度まんのう町介護保険特別会計補正予算(案)の件を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。</p>

<p>日程第 18</p>	<p>議 長</p> <p>谷 森 議 員</p> <p>議 長 本屋敷議員</p> <p>議 長</p>	<p>ご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 18 議案第 13号 まんのう町国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)の件を議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。谷森議員。</p> <p>国保については出産祝い金が30万とか35万に引き上げられる、こういう前進面は評価できるんですが、いわゆる70歳以上の老人の窓口負担が10月1日から2割から3割にかわる。そしてまた高額療養費の限度額引き上げとか、こういう措置が国のほうで決められておりますので、この条例について、私は反対いたします。</p> <p>本屋敷崇君。</p> <p>ええー、まんのう町国民健康保険条例についてであります、これは上部機関の決定でありますし、70歳以上の老人からの負担が2割から3割に増えるということですけども、これはあの、所得の多い方からいただくという形になっておりますので、それは、今現在の流れとしてですね、保険財政的にも否めないところではないかと思ひまして、可決する方向でと思ひます。</p> <p>他に。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。これより議案第13号、まんのう町国民健康保険の一部を改正する条例(案)の件を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>起立多数であります。よって本案は原案の通り可決されました。</p>
<p>日程第 19</p>	<p>町 長</p>	<p>日程第 19 議案第 15号 工事請負契約変更契約の締結について(平成18年度琴南小学校(校舎・体育館)耐震及び大規模改修その他工事)の件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君。</p> <p>ただ今上程されました、議案第15号 工事請負変更契約の締結について(平成18年度琴南小学校(校舎・体育館)耐震及び大規模改修その他工事)のご説明を申し上げます。</p> <p>工事請負変更契約について、地方自治法第96条第1項第5号及びまんのう町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により下記のとおり議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>変更増の契約金額、442万500円。</p> <p>既契約金額 5176万5千円</p>

<p>日程第 20</p>	<p>町 長</p> <p>議 長</p>	<p>変更後の金額は5618万5500円となります。</p> <p>この変更契約につきましては、さる7月13日の第2回臨時会におきまして、ご決定いただきました、工事請負契約の締結について、平成18年度琴南小学校校舎体育館耐震及び大規模改修その他工事につきまして、変更が生じてまいりました。変更内容といたしましては、足場設置後既設塗装膜打診および目視により、壁面浮部クラックの変更や消火ポンプ設備改修、体育館等の暗幕老朽化により新規追加であります。なお、工期変更は行わずに工期内完了で工事を行います。ご審議のうえご決定賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>これをもって提案理由及びその内容の説明をおわります。これより質疑にはいります。質疑はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第15号は会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定いたしました。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第15号 工事請負変更契約の締結について（平成18年度琴南小学校（校舎・体育館）耐震及び大規模改修その他工事）の件を採決いたします。本案は原案の通り決することに ご異議ありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第20、認定第1号、平成17年度満濃町水道事業会計の決算認定についての件を議題といたします。</p> <p>これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより認定第1号、平成17年度、満濃町水道事業会計の決算認定についての件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定すること にご異議ありませんか。</p>
---------------	-----------------------	--

<p>日程第 21</p>	<p>議 長</p>	<p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。</p> <p>日程第 2 1、認定第 2 号 平成 1 7 年度満濃町炭所地区簡易水道事業特別会計の決算認定についての件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより認定第 2 号 平成 1 7 年度満濃町炭所地区簡易水道事業特別会計の決算の認定についての件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。</p>
<p>日程第 22</p>		<p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。</p> <p>日程第 2 2 認定第 3 号 平成 1 7 年度満濃町水道事業会計の決算認定についての、件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより認定第 3 号 平成 1 7 年度満濃町水道事業会計の決算認定についての件を採決いたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。</p>
<p>日程第 23</p>	<p>白川美智子議員</p> <p>議 長</p> <p>本屋敷議員</p>	<p>(なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。</p> <p>日程第 2 3 請願第 1 号 産業廃棄物中間処理場建設計画反対の請願書の件を議題といたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。白川美智子さん。</p> <p>私は、全会一致で採決に加わりましたけれども、そのときは私はその趣旨採択ということがあまり理解できていなかったということで、私やはり住民から選ばれた代表として、また県行政との関係もありますけれども、やはり住民の立場に立ち、住民の声を尊重しなければならないと思います。趣旨採択には、反対いたします。これは、採択するべきだと思っております。以上です。</p> <p>本屋敷崇君。</p> <p>趣旨採択の賛成の立場として、発言させていただきます。教育民生のほうでも十分に質疑させていただきましたが、まああの</p>

<p>日程第 24</p>	<p>本屋敷議員</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>教育民生の委員の一人である、白川さんのほうから意見が出るとは、思っておりませんでしたけれども、こちらの請願の特質上、産業廃棄物中間処理場建設計画反対の請願書となっております。請願の特質上、計画がその請願を実現するものでなければ、採択するべきではないという大前提がありまして、こちらから申しまして、9月の14日に県のほうから許可がおりている以上、こちらとしては、不採択にする旨も考えねばならないところがございますけれども、町民方、皆さんのですね、ええー、危惧する部分も大いに分かりますので、不採択とするのは申し訳ない、こちらとしても、議会としてもこれから、こういった問題をどう考えていくのか、ということに十分協議していかないということもありまして、趣旨採択という形をとらしていただきたいと思えます。</p> <p>ほかに。</p> <p>これをもって討論を終了いたします。これより請願第1号 産業廃棄物中間処理場建設計画反対の請願書の件を起立により採決いたします。</p> <p>この請願に対する委員長報告は趣旨採択であります。この請願は委員長の報告とおりに決定することに賛成の諸君の起立を求めます。</p> <p>起立多数であります。</p> <p>よってこの請願は委員長の報告の通り趣旨採択することに決定しました。</p> <p>日程第24 議員派遣の件を議題といたします。本件については、県外研修の件と毎年実施している県議長会主催の議員研修の件についてを会議規則第120条の規定によって、議員を派遣するものです。事務局長に朗読をさせます。事務局長、久留嶋一之君。</p> <p>朗読します。議員派遣の件、次のとおり議員を派遣する。</p> <p>一 香川県町村議会議長会主催の議員研修</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、目的 分権時代に対応した議会の活性化に資するため</li> <li>2、派遣場所 香川県自治会館</li> <li>3、期日 平成18年10月26日</li> <li>4、派遣議員 全議員</li> </ol> <p>二 平成18年度まんのう町議会議員研修</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、視察研修目的 生活交通サービス対策（巡回バス・予約制乗合タクシー）</li> </ol>
---------------	-------------------------------------	---



地方自治法第123条第3項の規定により署名する。

平成18年9月26日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員